

水道料金増額改定に向けた説明会 説明資料

中津川市環境水道部 水道経営課 水道課

目次

1. はじめに

2. 全国の水道事業の状況

- (1) 給水人口
- (2) 施設の老朽化状況

3. 中津川市水道事業の状況

- (1) 中津川市の水道施設の現状
- (2) 老朽化した水道管の延長
- (3) 水道事業の経営の仕組み
- (4) 経営状況
- (5) 水道料金の仕組み
- (6) 水道料金の比較

4. 料金改定の背景と必要性

- (1) なぜ改定が必要か
- (2) 中津川市の経営課題
- (3) 審議会による検討
- (4) これまでの経営努力
- (5) 令和6年度答申の内容
- (6) 料金改定の方針

5. 今回の料金改定の内容

- (1) 水道料金改定のイメージ
- (2) 検針サイクル表

6. 今後の取組

- (1) 今後予定している具体的な取組
- (2) 今後の経営目標

7. 今後のスケジュール

1. はじめに

説明会開催の趣旨

本日の説明会では、水道事業の現状、課題、財政状況の見通し等の概要、中津川市上下水道事業経営審議会の答申を踏まえた水道料金改定の基本方針を中津川市議会での審議に先立って、ご説明させていただくものです。

なお、水道料金の改定については、今後中津川市議会において条例改正案を審議し、成立した場合に実施することになります。

説明会の開催日程

説明会日程（事前予約は必要ありません。）

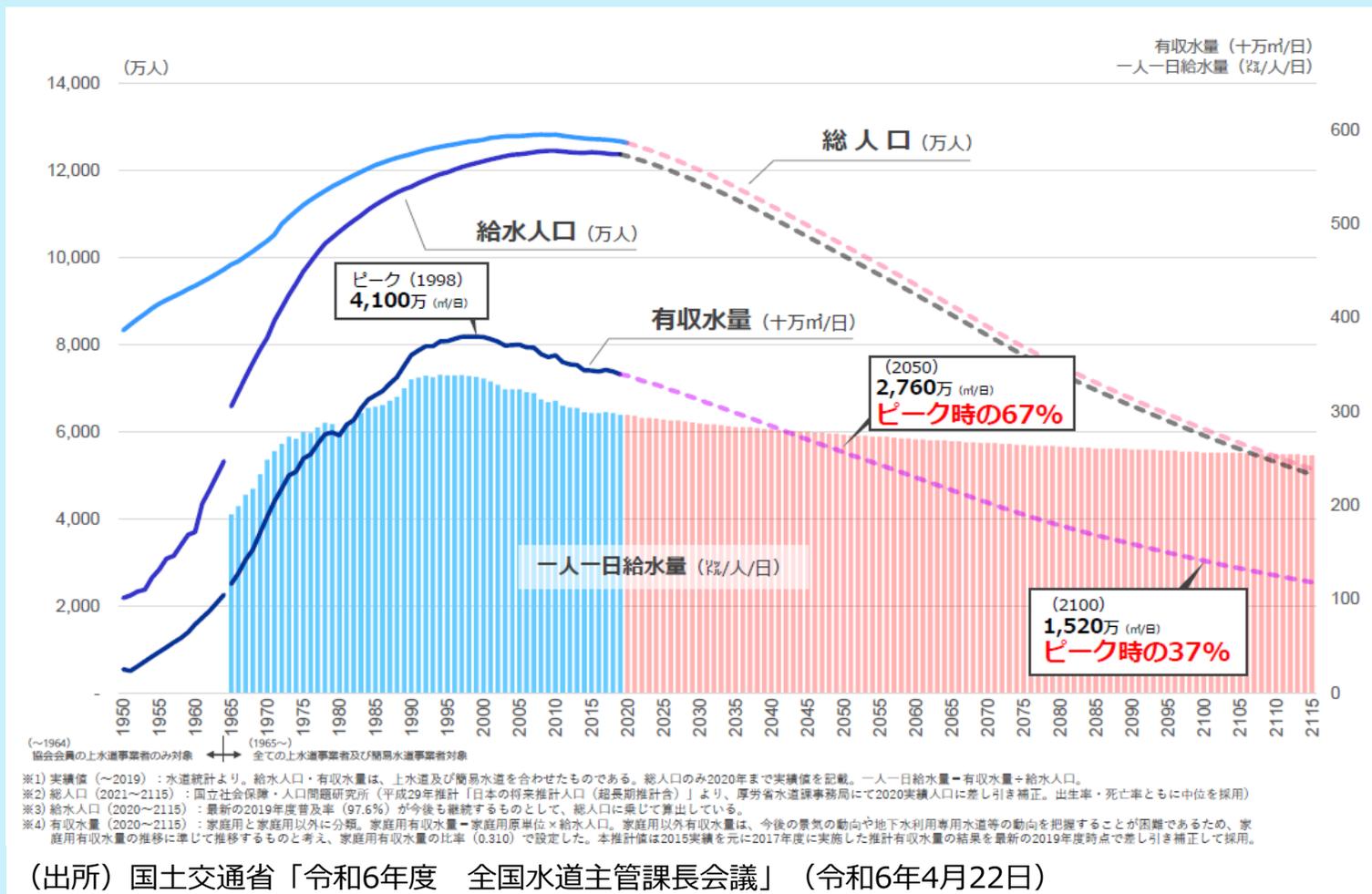
※ご都合の良い会場にお越しく下さい、説明会は1時間半を予定

日にち	会場	時間
5月16日（金）	苗木公民館ホール	19：00～
5月20日（火）	福岡公民館ホール	19：00～
5月22日（木）	坂下公民館ホール	19：00～
5月27日（火）	アートピア付知 交芸プラザホール	19：00～
6月2日（月）	健康福祉会館 多目的ホール	19：00～
6月4日（水）	落合公民館ホール	19：00～
6月9日（月）	坂本公民館ホール	19：00～
6月10日（火）	中津川文化会館 多目的研修室	14：00～

2. 全国の水道事業の状況

(1) 給水人口

全国の水道事業では、人口減少に伴い、1998年をピークに有収水量（水道料金の対象となる水の量）は減少を続けています。

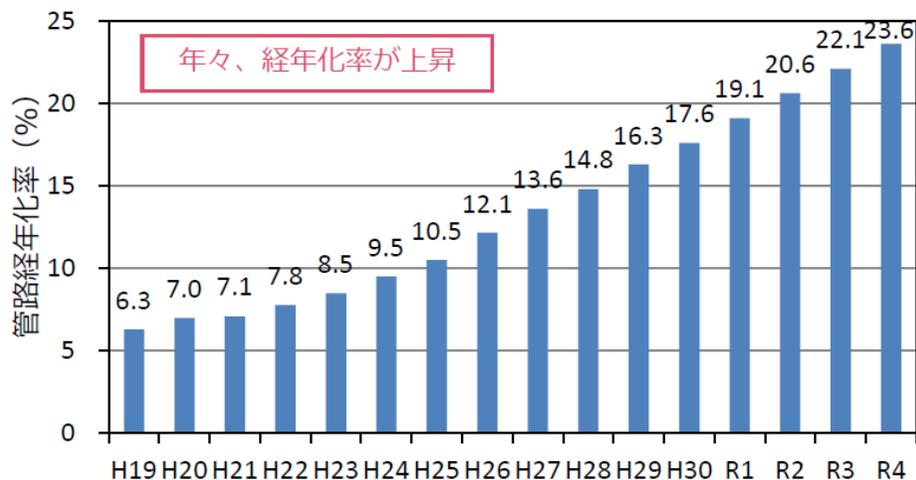


(2) 施設の老朽化状況

令和4年度は、法定耐用年数を超える管路の割合を示す「管路経年化率」は23.6%に上昇する一方、総延長のうち更新できた管路の割合を示す「管路更新率」は0.64%まで低下し、老朽化の速度に更新が追いついていない状況が続いています。

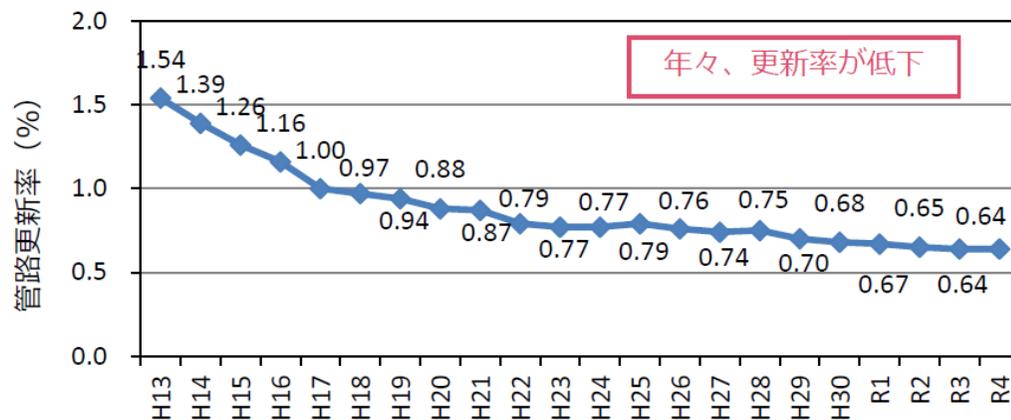
管路経年化率 (%)

法定耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路更新率 (%)

更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



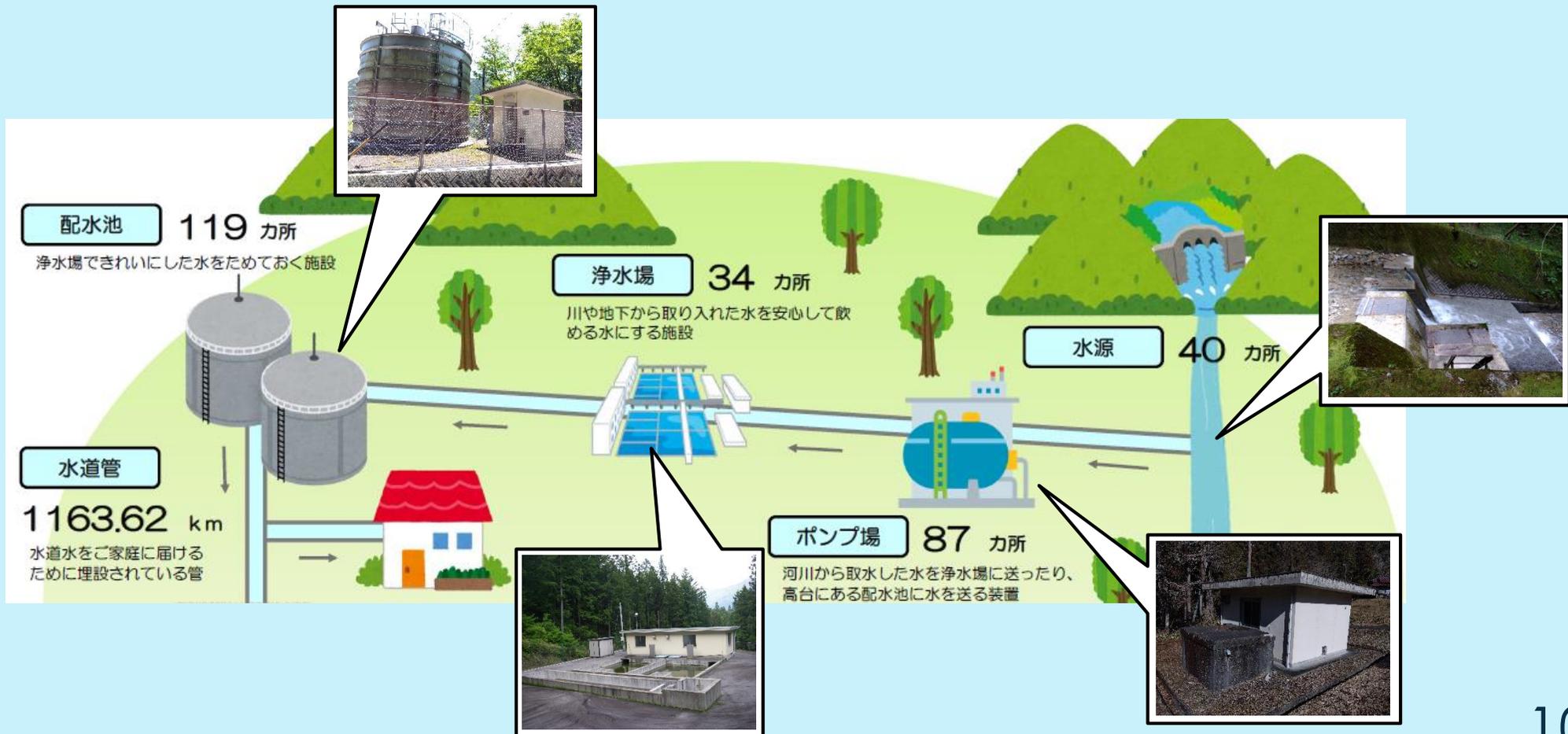
(出所) 国土交通省「令和7年度 全国水道主管課長会議」(令和7年4月22日)

3. 中津川市水道事業の状況

(1) 中津川市の水道施設の現状

中津川市は、広い市域と高低差をカバーして各ご家庭などに水道水を届けているため、多くの水道施設を使用しています。

多くの施設が常に稼働しているため、維持管理や施設・管路の更新などに多額の費用がかかっています。



(1) 中津川市の水道施設の現状

中津川市は、地形などの外的要因により、施設を多く必要とします。そのため、水道水をお届けするためにかかる費用は**21.8億円**となっています。
(令和5年度決算額のうち、営業費用(消費税抜き))

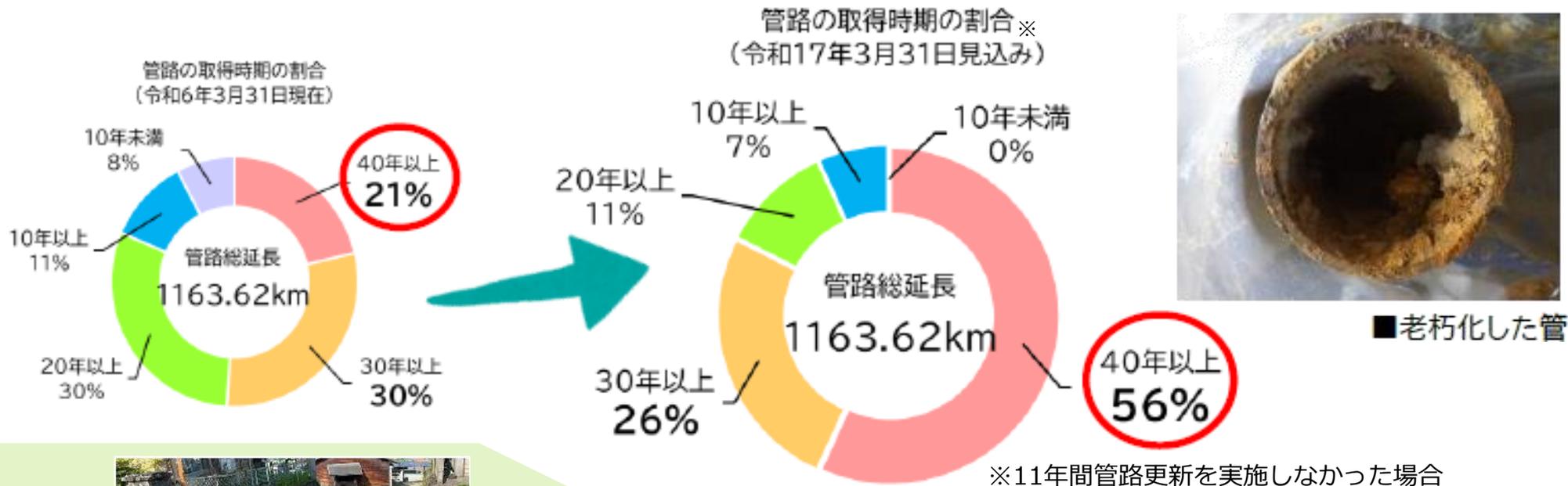
他市や全国平均と比較しても、施設が非常に多い！！

	全国平均	県平均	中津川市	恵那市	瑞浪市	土岐市	多治見市
管路延長	603.95km	489.72km	1163.62km	954.09km	508.15km	578.35km	740.83km
浄水施設	6か所	10か所	34か所	26か所	0か所	0か所	0か所
配水池	25か所	27か所	119か所	95か所	25か所	21か所	22か所

※R5年度決算統計 法適用のみ

(2) 老朽化した水道管の延長

管路や浄水場などの施設は老朽化が進んでいます。
 管路の法定耐用年数は40年であり、更新時期を迎える管路は今後増加します。
 老朽化による漏水も増えており、計画的な更新が必要不可欠です。
 現在、管路の更新に合わせ、災害に備えた耐震性のある管路に替える耐震化を進めています。



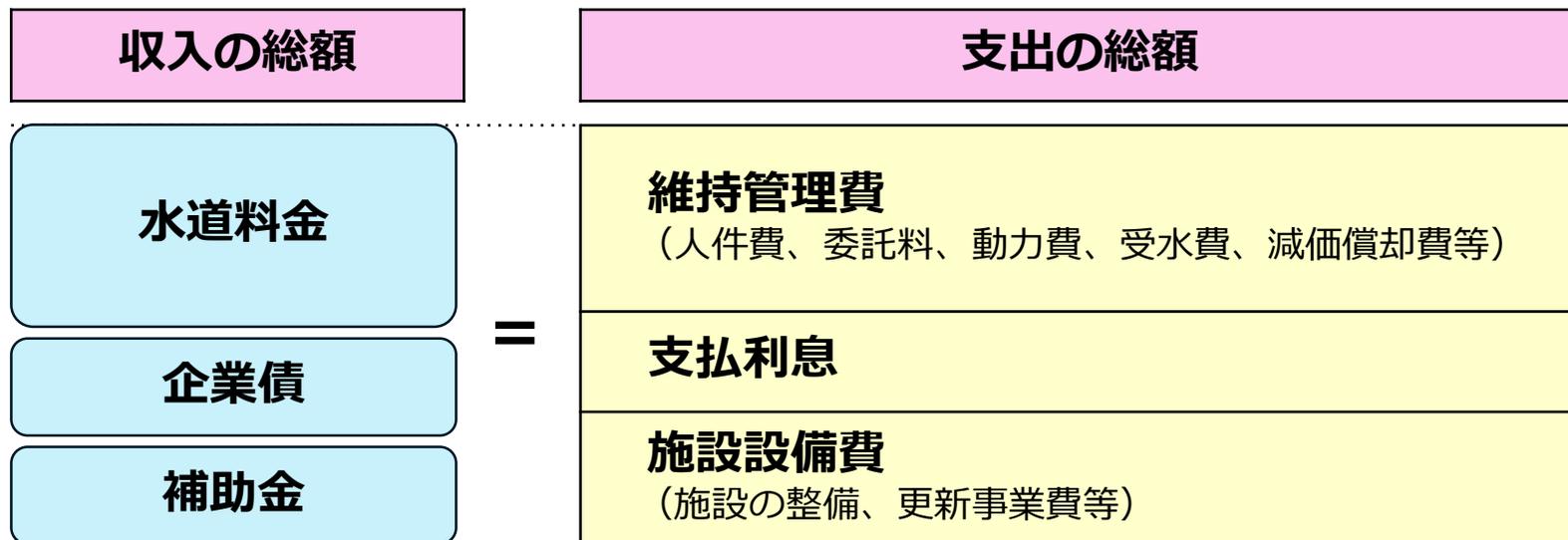
■漏水の多発

年度	H29	R4	R5	R6
件数(件)	292	481	589	616
金額(千円)	25,092	43,832	68,049	71,569

(3) 水道事業の経営の仕組み

水道事業（地方公営企業）は、事業を運営するために必要な維持管理費、施設整備費等の財源を水道料金によってまかなう、**独立採算**で経営しています。

そのため、水道を利用する方に水道サービスの維持にかかる費用を負担していただき、**受益者負担**の考え方で経営しており、原則として、**事業の財源に税金を使うことはできません。**



地方公営企業法（抜粋）

（経費の負担の原則）

第十七条の二（略）

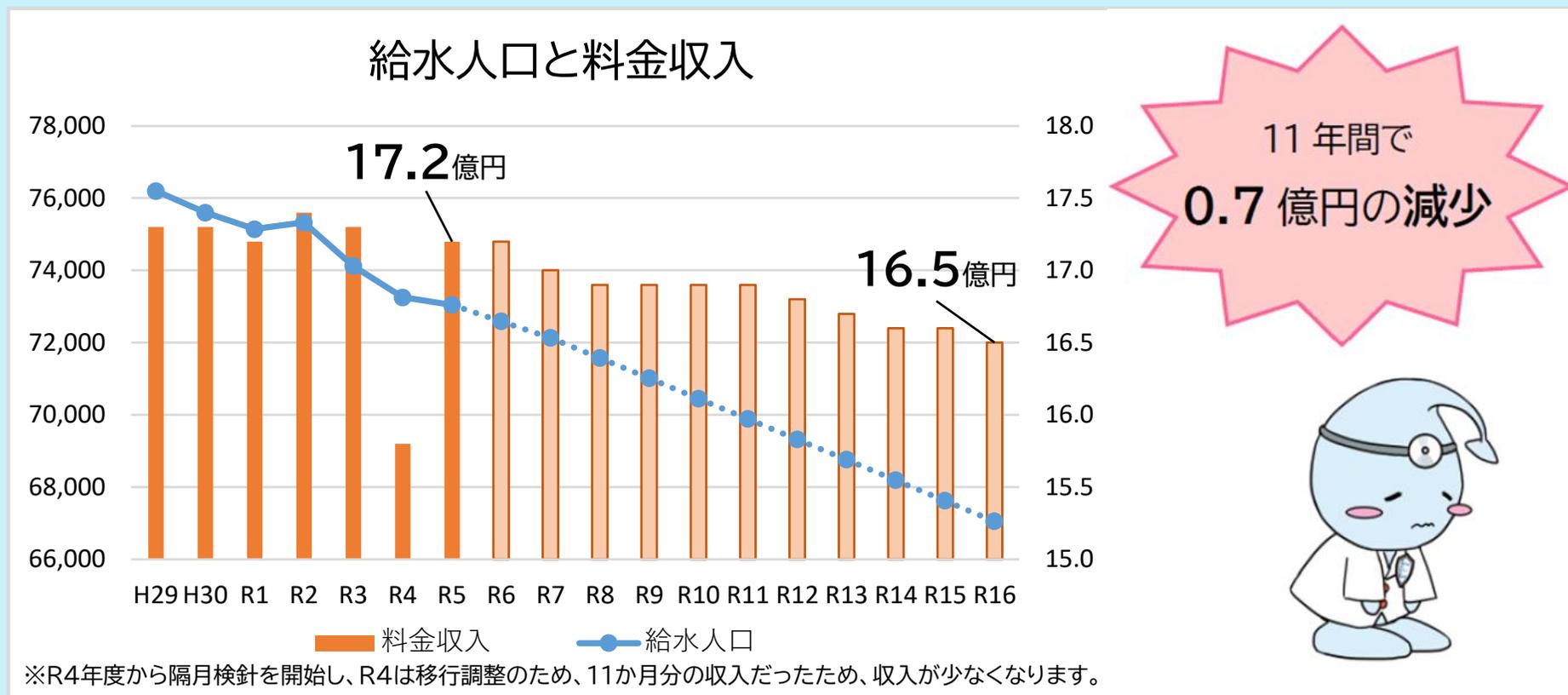
2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は（中略）当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(4) 経営状況 (料金収入の見通し)

中津川市の給水人口と料金収入は減少を続けています。

今後この傾向は継続し、**11年間で0.7億円の収益減**が見込まれています。

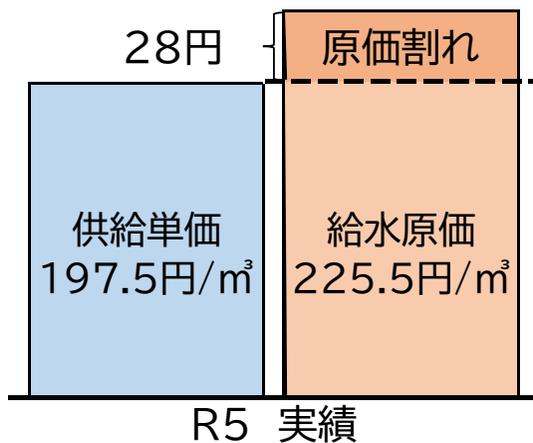
《給水人口と料金収入の見通し》



(4) 経営状況 (料金回収率)

安定した経営は、1m³の水道水をお届けするためにかかる費用（給水原価）が水道水 1 m³あたりの販売単価（供給単価）を下回る必要がありますが、中津川市は給水原価が供給単価を上回っている **原価割れ** の状態です。

- 給水原価（円） = 1 m³の水道水をお届けするためにかかる費用 = (経常費用 - 長期前受金戻入) / 年間総有収水量
- 供給単価（円） = 水道水 1 m³あたりの販売単価 = 給水収益（料金収入） / 年間総有収水量
- 料金回収率 = 1 m³の水をお届けするための費用がどの程度料金収入（給水収益）で賄えているかを表す指標
= 供給単価 / 給水原価 × 100 100%以上が望ましい。100%以下は原価割れを表している。



	全国平均	県平均	中津川市	恵那市	瑞浪市	土岐市	多治見市
水道料金 税込み (家庭用口径13mm・1ヶ月当たり20m ³)	3,332円	2,894円	3,410円	3,724円	3,905円	3,905円	3,168円
料金回収率	97.22%	98.88%	87.57%	88.52%	98.08%	110.03%	100.31%

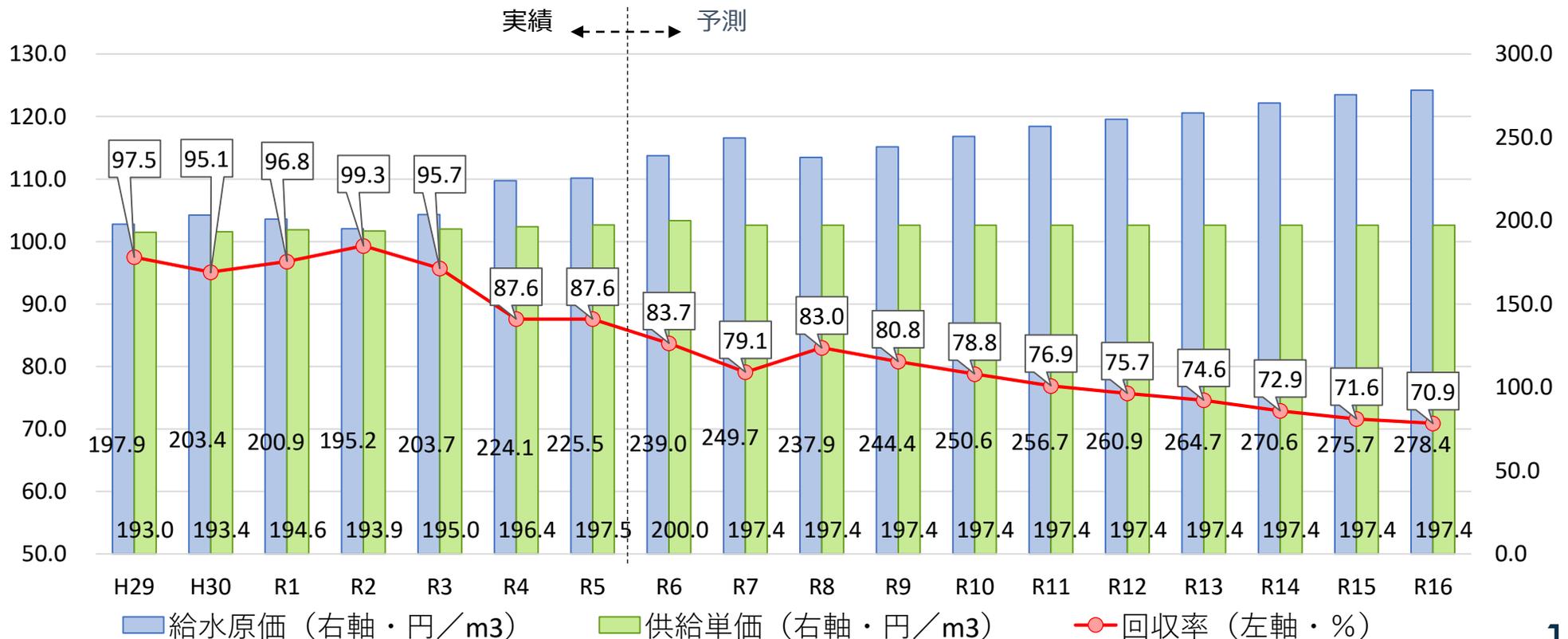
※R5年度決算統計 法適用のみ

(4) 経営状況 (料金回収率の見通し)

中津川市の給水原価は、物価高騰による維持費用、設備投資に伴う減価償却費の増加などにより今後も上昇していく見通しです。

料金回収率は今後も100%を下回り続け、料金改定を行わない限り、「原価割れ」状態の解消は困難な見通しです。

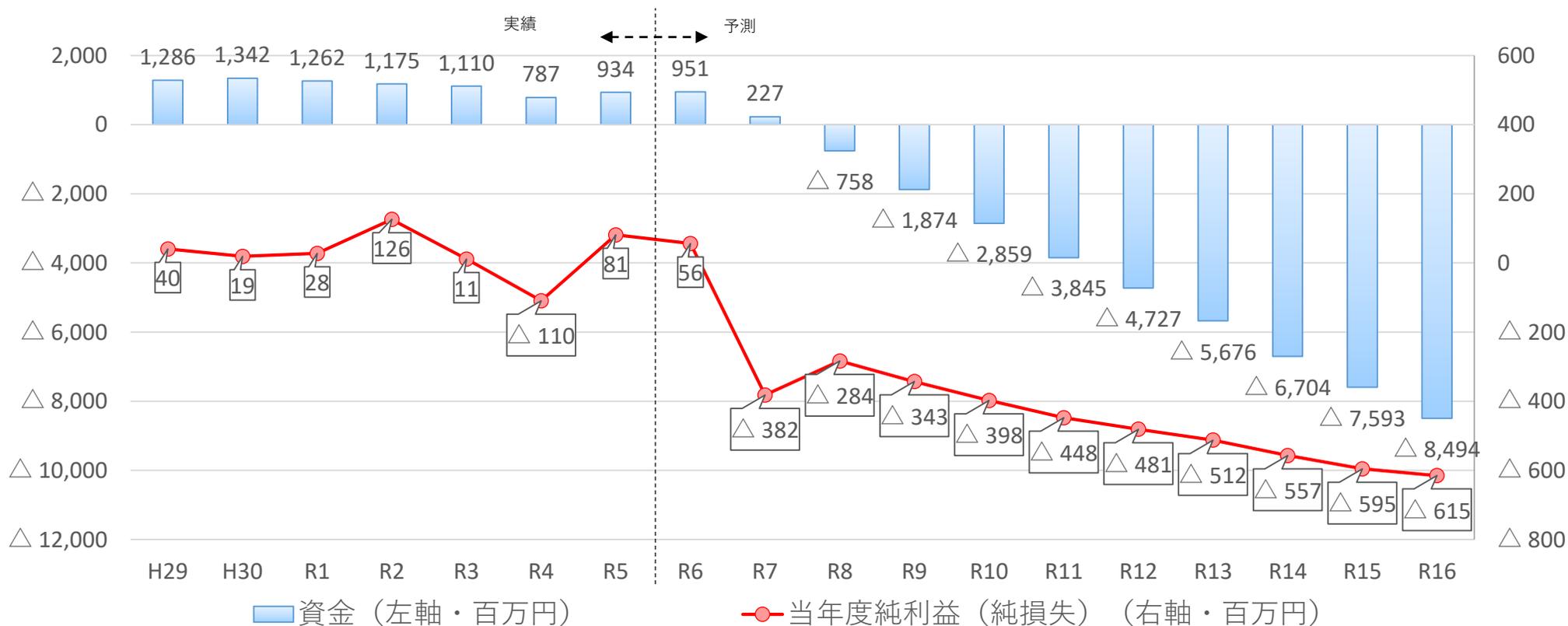
《料金回収率の見通し》



(4) 経営状況 (損益及び資金残高の見通し)

給水収益の減少及び維持管理費用の増加などの影響により、料金改定を行わない限り、令和7年度には当年度純損失が発生し、令和8年度から資金不足となる見通しです。

《当年度純損益と資金残高の見通し》



(5) 水道料金の仕組み

中津川市の水道料金体系は、口径別

水道料金：基本料金と従量料金を合計したもの

基本料金：口径別に設定（使用水量に関わらずかかる）

従量料金：使用水量に応じて計算

※使用水量が増えるにつれて、従量料金単価が高くなる逓増型

■ 現行の料金体系（税抜）

口径	基本料金	従量料金	
13mm	1,200円	～10m ³	80円
20mm	1,700円	11～20m ³	110円
25mm	5,200円	21～50m ³	135円
30mm	8,200円	51m ³ ～	160円
40mm	15,300円		
50mm	23,700円		
75mm	57,900円		
100mm	100,800円		

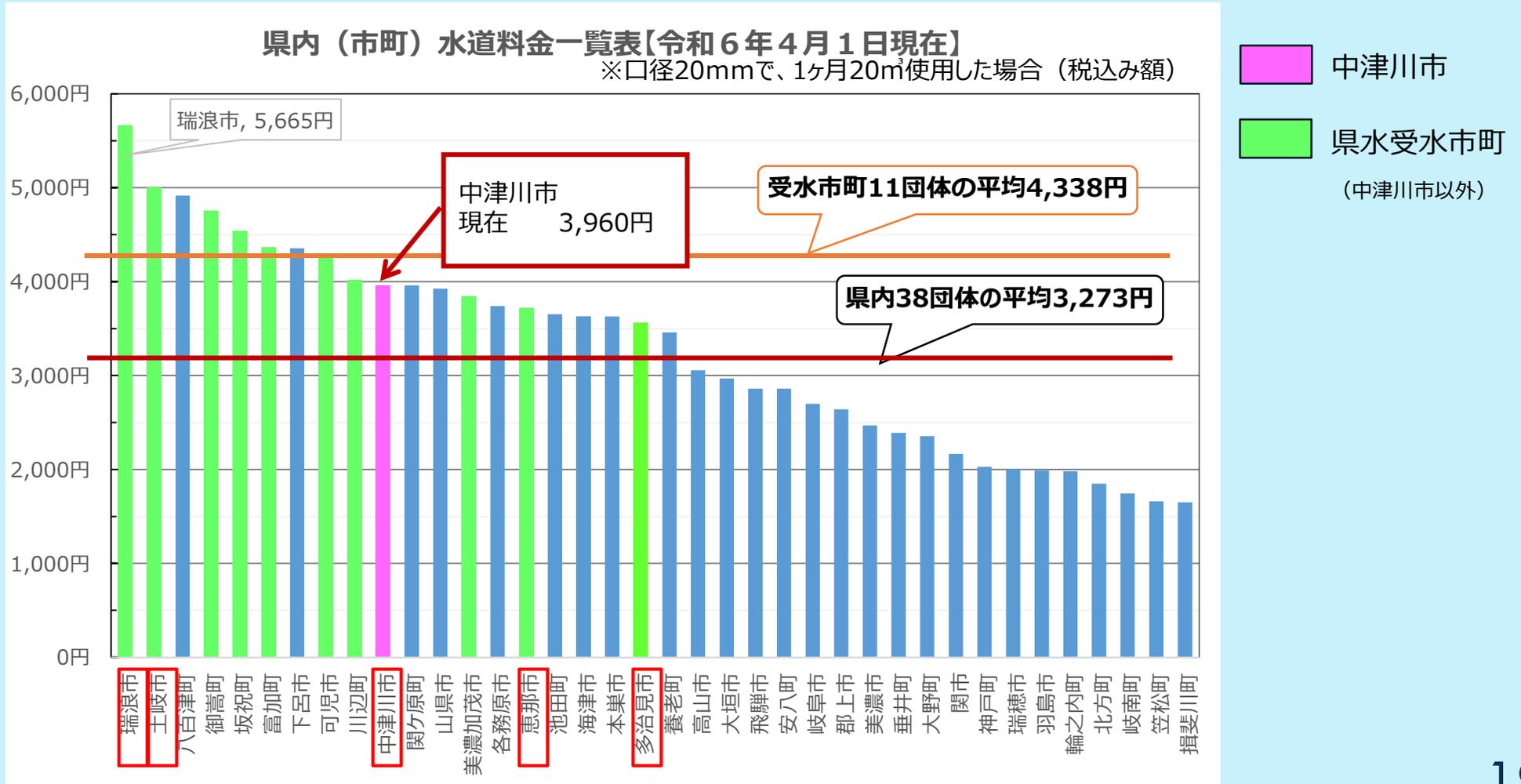
■ 計算例

口径20mmで、1ヶ月20m³使用した場合

区分			料金
基本料金			1,700円
従量料金	0～10m ³	80円/m ³ ×10m ³	800円
	11～20m ³	110円/m ³ ×10m ³	1,100円
合計			3,600円
消費税			360円
水道料金（消費税込）			3,960円

(6) 水道料金の比較

現在の中津川市の水道料金は、県内で10番目、東濃五市では3番目に高い水準です。岐阜県から水道用水の供給を受ける市町（県水受水市町）は、対価として「受水費」を支払っているため、水道料金が高くなる傾向にあります。

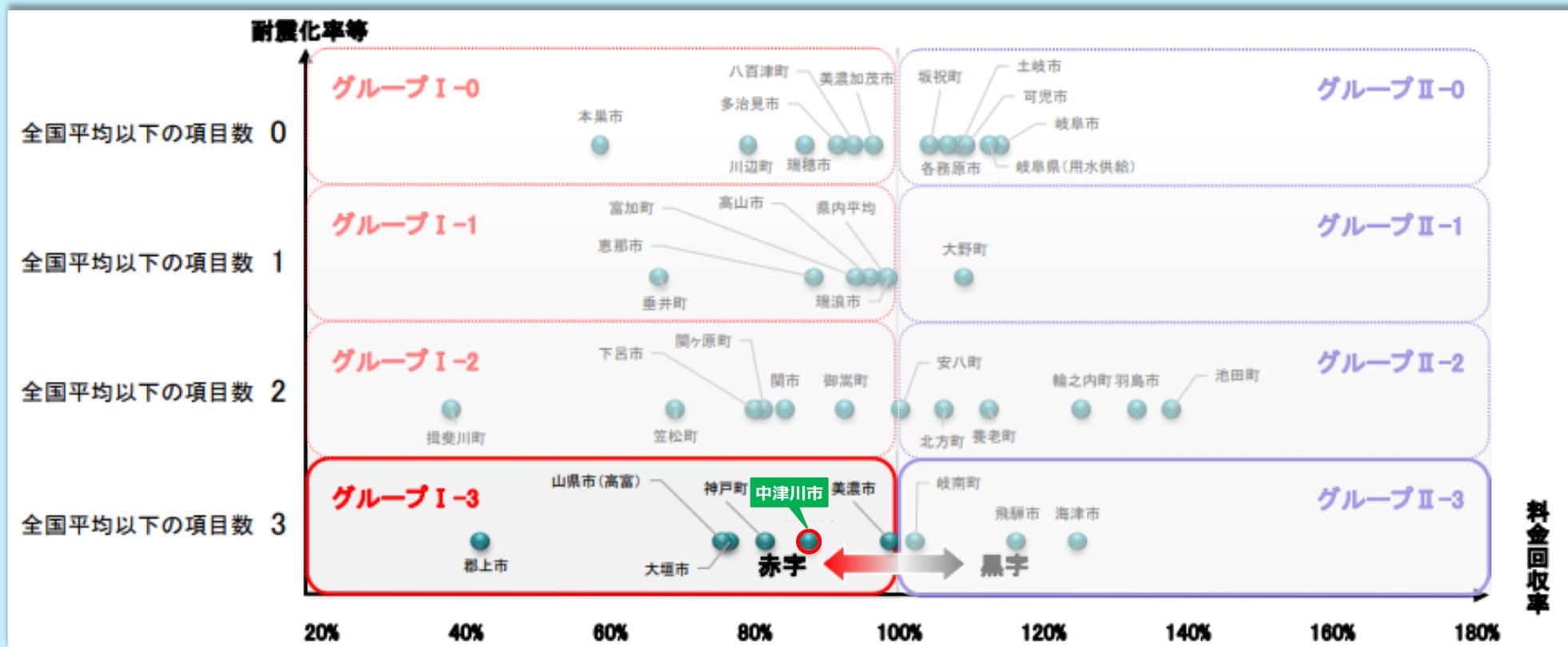


4. 料金改定の背景と必要性

(1) なぜ改定が必要か

令和6年度に国土交通省が公表した「水道カルテ」では、中津川市は県内でも「施設の耐震化率」「料金回収率」いずれも最も低いグループに位置しています。

《岐阜県の水道カルテ》



(出所) 国土交通省「水道カルテ」(令和6年12月20日)

(2) 中津川市の経営課題

中津川市水道事業が抱える課題は以下の通りです。

モノ

- 老朽化の進行（全管路の更新には130年以上を要する）
- 耐震化の遅れ（大規模災害時には断水が長期化するリスク）
- 水質への対策（クリプト・フッ素上昇への対策）
- 気象の変化等による水量不足（温暖化・少雨・少雪）

施設の更新・耐震化の推進が必須

ヒト

- 人員削減・人事異動等による技術者不足
- 人員不足に伴う技術の空洞化、災害時対応力の低下
- 長期的視点に立った人材確保・育成（技術継承）

中長期的に事業を推進する担い手の育成・確保が必須

カネ

- 人口減少に伴う料金収入の減少
- 老朽化施設の維持管理、計画的な更新のために必要な資金の確保
- 物価高騰による維持管理費用の上昇

水道インフラを持続していくための財源確保が必須

(3) 審議会による検討

経営課題を踏まえ、中津川市上下水道事業経営審議会において、料金改定を含めた中津川市水道事業の経営のあり方全般をご審議いただきました。

令和3年度に「30%を上限とした料金改定」の答申をいただきましたが、コロナ禍を受けて実施を見送り、令和5年3月、経営戦略の見直しに合わせ料金改定の必要性について、再度審議会でご審議いただきました。

令和3年3月
答申

答申の内容

- ①改定率30%を上限とした料金改定（3年間にわたり段階的に）
改定率30%の場合・・・口径20mmで1ヶ月20㎡使用すると、税込3,960円 → 税込5,148円
- ②さらなるコストダウン → 隔月検針及び上下水道料金センターの休業日の設定
- ③受水費負担の抑制に向けた受水市町連携による取り組み
→ 県水値下げに向けた取組強化（値下げ交渉）
- ④有収率向上に向けた整備計画の推進 → 老朽管等の計画的な更新

コロナ禍
発生

- ・生活者支援のため、水道料金改定を見送り
- ・資金不足には一般会計からの補助で対応（年1億5千万円相当）
- ・コストダウン等の経営努力を継続して推進

令和5年3月
諮問

事業経営の健全化を目指し、

- ①水道事業のあり方について
- ②水道事業「経営戦略の見直しについて」を審議会に諮問

(4) これまでの経営努力

これまでの経営努力と令和3年3月の答申以後新たに取り組んだ経費削減策をあわせて継続的に経営努力を続けてきました。

その結果、**年間2,653万円**の効果が出ています。

《中津川市の経営努力とその効果》

取組項目	開始時期	効果
民間委託の導入 (料金徴収関連業務、水道施設運転維持管理等)	平成22年度から	職員人件費削減 790万円／年
国債等の債券運用	令和元年度から	利子収入増 43万円／年
借入金利の見直し	令和元年度から	支払利息削減 60万円／年
メーター隔月検針導入	令和4年度から	経費削減 1,400万円／年
料金センター休業日の導入	令和4年度から	経費削減 360万円／年
		合計 2,653万円／年

(5) 令和6年度答申の内容

令和5年3月から令和7年1月にかけて、全8回の審議会でご審議いただいた結果、中津川市水道事業に対して以下のような答申をいただきました。

《令和6年度答申の概要（水道事業分）》

(結論)

前回審議会の答申内容のとおり、改定率30%の料金改定が必要

(付帯意見)

1. 激変緩和措置（段階的な料金改定）の実施
2. 令和11年度を目途に、再度審議会にて料金改定の必要性について審議
3. 企業債（借入金）の発行は整備費用の65%を目安とし、令和16年度における給水収益に対する企業債残高の比率を400%以内に
4. 有収率向上に向けた取組を推進
5. 水道施設規模の最適化（統廃合・ダウンサイジング）について早急に検討
6. 令和8年度を目途に、水道広域化の方向性を明らかに
7. 料金改定が生活等に与える影響に配慮



(6) 料金改定の方針

能登半島地震などで顕在化したように、老朽化した水道施設の更新や耐震化は喫緊の課題です。

生活に欠かすことができない安全で安心な水道水を将来にわたり安定供給するためには、老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めていく必要があります。

しかしながら物価高騰、人口減少による料金収入の減少など経営努力のみでは、老朽化した水道施設の更新や耐震化が困難となり、これまでと同様の水道水の安定供給を維持することができないため、中津川市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、水道料金を30%増額改定させていただく方針としました。

5. 今回の料金改定の内容

(1) 水道料金改定のイメージ

水道料金の改定を実施した場合の水道料金は、以下の通りです。

改定による急激な負担増を避けるため、1年に10%ずつ3年間かけて料金を改定する計画です。

一般家庭に多い口径20mm 1か月20m³使用した場合の水道料金（消費税込）

	現行	改定率10%(現行比)	改定率20%(現行比)	改定率30%(現行比)
		1年目	2年目	3年目
使用月	～令和7年9月使用分	令和7年10月使用分～	令和8年10月使用分～	令和9年10月使用分～
請求月	～令和7年12月	令和8年1月～	令和9年1月～	令和10年1月～
水道料金	3,960円	4,356円	4,752円	5,148円
現行との差	－	+396円	+792円	+1,188円

(2) 検針サイクル表

令和7年10月以降の使用分、令和8年1月調定分から新料金を適用

料金の算定について、検針時の水量（使用水量）の1/2を翌月、1/2を翌々月の請求額を算出する。

検針月		R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4
奇数月	使用期間		検針時期		検針時期		検針時期		検針時期	
	調定月 (請求月)	旧料金		10月請求	11月請求	12月請求				
			新料金				1月請求	2月請求	3月請求	4月請求
偶数月	使用期間	検針時期		検針時期		検針時期		検針時期		検針時期
	調定月 (請求月)	旧料金	9月請求	10月請求	11月請求	12月請求				
			新料金				1月請求	2月請求	3月請求	4月請求

奇数月検針地区：中津、坂本、落合、阿木、神坂、山口

偶数月検針地区：苗木、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川

6. 今後の取組

(1) 今後予定している具体的な取組

使用者の皆様にご負担していただくのと併せて、中津川市水道事業は今後、以下の項目を検討、推進していく予定です。

項目	内容	効果
水道広域化	<ul style="list-style-type: none">✓「岐阜県水道広域化推進プラン」（令和5年3月策定）に基づき、検討を進めます。✓令和8年度目途に方向性を明確化	▶ スケールメリットによるコスト抑制
官民連携	<ul style="list-style-type: none">✓水道事業等包括委託のさらなる活用✓「設計・施工一括発注方式」による老朽管更新	▶ 民間ノウハウを活かした効率化 管路更新の スピードアップ
資産管理強化	<ul style="list-style-type: none">✓施設台帳システム等を活用した更新投資の最適化✓人口減少を見据えた施設の廃止・統廃合、水道管路再構築（ダウンサイジング等）の検討	▶ 施設の維持・更新コストの抑制
その他	<ul style="list-style-type: none">✓「リニアを活かしたまちづくり」との連携✓スマートメーター導入の検討（DXの推進）✓省エネポンプへの置き換えによる動力費削減	▶ 維持管理コストの削減

(2) 今後の経営目標

前ページの取組を通じ、「強靱な水道施設」と「持続可能な水道事業経営」を達成するために、以下のような目標を掲げました。

強靱な水道施設を実現するための「投資目標」

目標	目標値（令和16年度末）	【参考】R5年度実績	【参考】R4年度全国平均
有収率向上	75.0%	66.2%	89.8%
管路耐震化率向上	20.8%	14.2%	19.5%
配水池の耐震化率向上	68.7%	59.3%	65.1%

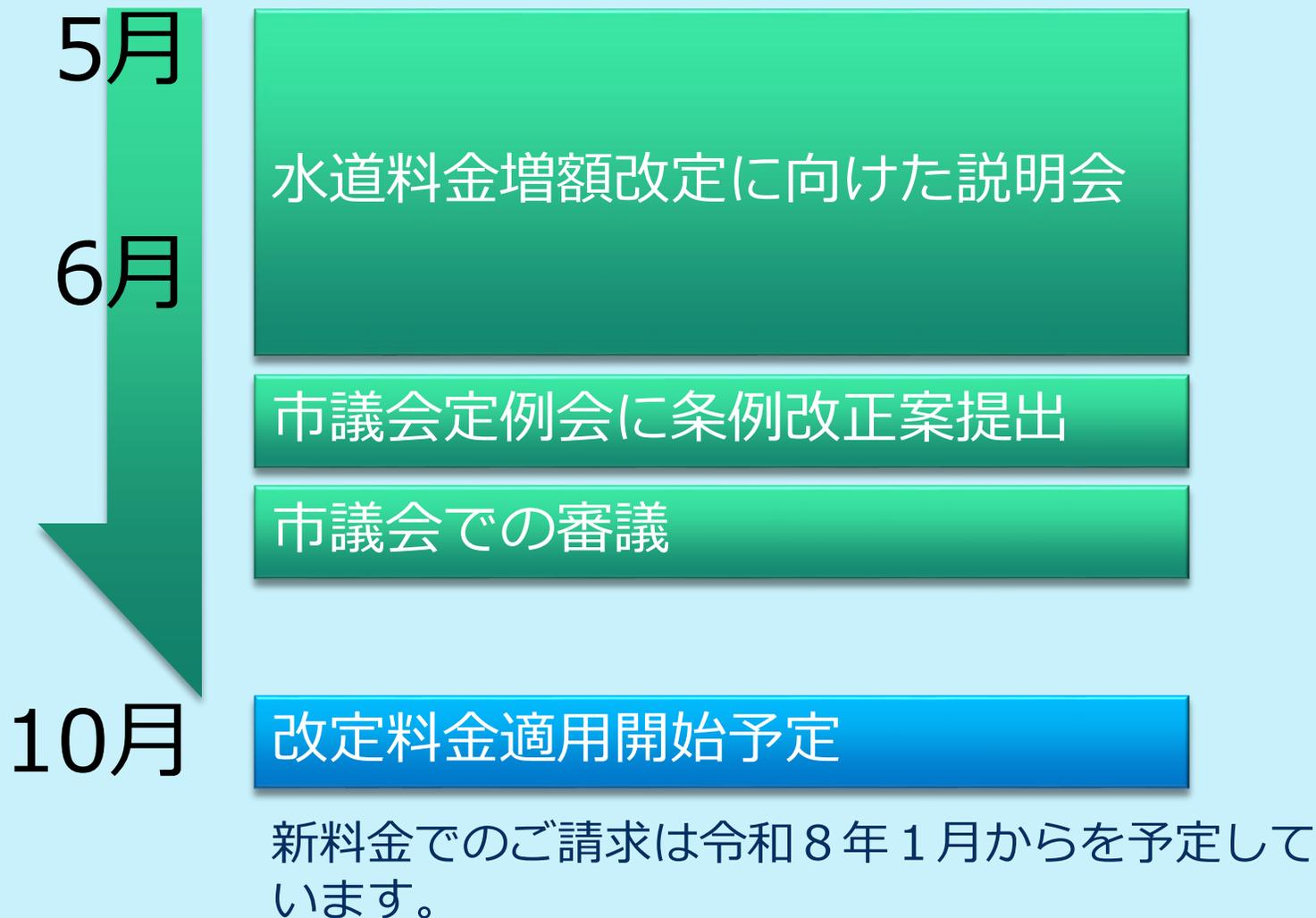
持続可能な水道事業経営を実現するための「財源目標」

目標	目標値	R5年度実績	備考
料金回収率	100%以上	87.57%	必要な経費を水道料金で賄う水準を維持
企業債残高対給水収益比率	400%未満	192%	類似団体平均（給水人口一人当たり企業債残高137,000円/人未満）
現金及び預金残高	6億円以上	9.3億円	年間給水収益の約30%を確保

7. 今後のスケジュール

スケジュール

料金改定に向けて、今後、以下のような流れを予定しています。



おわりに

水道事業は、皆さまからいただく水道料金を財源として運営しています。

料金改定により、増額となる料金収入を財源として、水道施設の更新や耐震化を進め、今まで取り組んできた経費削減策を引き続き実施するとともに、水道施設の統廃合、ダウンサイジングなどを実施し経費の削減につなげてまいります。

なお、水道施設の更新の際には、国庫補助金の活用、企業債の借入額を増やし財源の確保に努めます。

生活にかかすことができない安全で安心な水道水を将来にわたり安定供給するために皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。

本日の説明資料は、HPでご覧いただけます。



お問い合わせ先：中津川市環境水道部 水道経営課

TEL : 0573-66-1111 (内線516、517) FAX : 0573-65-7626

E-mail : keiei-sui@city.nakatsugawa.lg.jp